

第17回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 議事要旨

1 開催日時

令和2年5月15日（金） 開会 午後3時 閉会 午後3時47分

2 開催場所

第1委員会室

3 出席者

本部長：市長、副本部長：副市長、教育長

本部員：企画部長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、こども子育て部長、
都市整備部長、消防長、教育部長、議会事務局長、監査委員事務局長、
尾張旭市長久手市衛生組合事務長、総合推進室長

4 議事の要旨

(1) 緊急事態宣言解除への対応について

- ・政府対策本部は特別措置法に基づく緊急事態宣言について、5月14日付けで、8都道府県を除く39県で解除することを決定した。残る8都道府県について、今月21日（木）をめぐり専門家の意見を聴き、可能なら今月末の期限を待たずに解除する考えを示した。
- ・解除した39県でも、第2波を警戒して、今月中は、県をまたいだ移動を控えるなど、引き続き、感染予防に取り組むよう求めた。また、「新しい生活様式」を参考に、いわゆる「3つの密」を避け、特に繁華街の接待を伴う飲食店やカラオケ店などの出入りを控えるように呼びかけた。
- ・専門家会議では、特定（警戒）都道府県、感染拡大注意都道府県、感染観察都道府県の3つに分類され、宣言が解除された都道府県については、感染拡大注意と感染観察の2つに分けた提案がされた。宣言が解除された39県は、感染観察に該当するとの認識を示したが、最終的には知事が判断することになると述べた。
- ・愛知県は、県独自の緊急事態宣言を5月31日まで継続するとし、段階的に社会経済活動のレベルを上げていくため、休業要請も順次緩和することとした。また、県民に3つの密を回避し、感染対策を継続する「新しい生活様式」を実践するように呼びかけた。
- ・事業者には、営業再開に際しては、施設毎に、入場制限や誘導をはじめ感染防止対策の徹底をお願いし、クラスターが発生したことがある業態等については、休業を要請した。

(2) その他

- ・緊急事態宣言解除を受け、現在5月31日までとしている、公共施設の利用制限とイベント等の対応方針について、国の基本的対処方針、専門家会議の提言、県の緊急事態措置、近隣市町の状況を踏まえ、早々に見直す必要がある。
- ・小中学校については、愛知県からの要請を受け、学校再開準備期間を設けて、5月19日(火)から22日(金)に隔日で登校日とし、午前中の2時間程度、児童生徒を2つのグループに分け、分散登校させる。学校再開日は5月25日(月)とし、6月1日(月)までは分散登校を継続し、午前中の3時間授業とする。6月4日(木)から通常授業とし、給食も再開する。臨時休業が長期に渡っているため、夏季休業日を20日程度に短縮することを検討している。
- ・職員の勤務体制については、引き続き時差勤務、土日を利用した交代勤務等は継続していくが、学校の再開に伴う職務専念義務の免除など段階的に解除していく。
- ・休業要請への協力金については、本日の午後2時現在までに160件の申請があった。
- ・市民活動団体連絡協議会と尾張旭市社会福祉協議会が協力してマスク、消毒液の寄附を募集する。5月18日(月)から6月30日(火)まで、市販の不織布マスク、布マスク、エタノール消毒液の寄附を募り、市内の福祉施設へ配布する。